

組合 NEWS

Faculty and Staff Union of Kanazawa University
金沢大学教職員組合執行委員会
金沢市角間町
Tel.076-262-6009 (FAX同じ) / 角間内線2105
E-mail kanazawa@ku-union.org
ホームページ http://www.ku-union.org/

2018年10月30日

通巻1262号

この号の内容

- 学長を表敬訪問
- 申し入れの報告

学長に執行部交代の挨拶をしてきました



9月26日、執行四役（委員長・副委員長・書記長・書記次長）が、学長室にて山崎学長に執行部交代の挨拶をしました。

冒頭、学長から、財政状況についての説明があり、一般の運営費交付金の削減が続く以上、競争的資金の獲得は、財政維持のために、“毒まんじゅう”と判っていても獲得している旨の発言がありました。また、紐付き資金の割合が増したことで基盤研究費に回せる金額が減っている現状、さらにはWPIを引き合いに、ナノ生命科学研究所に教員が取られた結果、残った教員の業務負担が増したことについて、やむなしとの認識が示されました。ただ、教育改革の名の下で進めてきた一連の改革については、「急ぎすぎた」という反省の発言もありました。

続いて組合側から、四役が個々に発言する形で意見を述べ、学長からコメントがありました。

個々の教員にまで改革の情報が降りてくるのが遅く、対応に苦慮していることに対しては、その現状は理解しているので、対応を考えているとのことでした。

非常勤で働いているケースが多いことへの改善や、事務職員の減員が職員のみならず教員の負担増にもなっている現状の指摘に対しては、URAの充実が必要

との見解を示しつつ、教員をサポートする体制を整えるためにも、事務職員を2倍にするなど事務・技術職員を増やす必要があると認識しているとの発言がありました。

また、広報の充実や健康管理への留意については、（大学のWEBページを使った研究室レベルの活動紹介に関して、基盤研究費を少し吸い上げて…などのアブナイ話もありましたが）同意や理解を示していました。

ときおり、同席していた職員課長にメモを取るよう指示するなど、学長はこちらからの意見にある程度の配慮を示していました。（これが単なるアピールに過ぎないのかは今後の推移で確認するとして、）学長をはじめとする関係各位に、こうした機会を設けて調整して下さったことに対して、お礼申し上げます。





附属学校教員の特殊業務手当

附属学校教員の特殊業務手当の増額を求めました。本学では、2016年4月、「特殊業務手当」「義務教育手当」「調整額(特殊教育)」について、県と同水準とするとして制度改正が行われ、特殊業務手当は増額、義務教育手当と調整額は減額となった経緯があります。大学として、公立学校の水準に合わせることを理由に手当の引下げも含む制度改定を実施したことからすると、今回の公立学校の増額改定にも対応すべきです。

2018年9月13日

国立大学法人金沢大学
学長 山崎 光悦 様

金沢大学教職員組合
執行委員長 清水 邦彦

附属学校教員の特殊業務手当に係る要求

附属学校教員の特殊業務手当（特殊勤務手当支給細則第8条）の金額を公立学校と同額になるよう増額すること。

（趣旨）

公立学校においては、「修学旅行等の引率」（本学の特殊勤務手当支給細則では第8条第1項(2)）と「対外運動競技等の引率」（同細則第8条第1項(3)）が4,250円から5,100円に、「部活動手当」（同細則第8条第1項(4)）が3,000円から3,600円に増額改定されています。

本学では、2016年4月、「特殊業務手当」「附属学校教員の義務教育手当」「本給の調整額(特殊教育)」について、県と同水準とするとして制度改正が行われ、特殊業務手当は増額、義務教育手当および本給の調整額については減額となりました。組合の見解は、2016年2月2日の団体交渉および、3月24日付けの申入書で主張しているように、手当および調整額の減額を撤回することであり、その見解は現在においても変わりません。

しかし大学として、公立学校の水準に合わせることを理由に手当の引下げも含む制度改定を実施したことからすると、今回の公立学校の増額改定にも対応すべきです。公立学校の手当が増額改定された時点に遡及して未払い分も含めて支給することを求めます。



非常勤職員の無期労働契約への転換

2013年3月31日以前から働いている有期雇用職員を対象に、今年4月から無期労働契約への希望確認が行われており、希望者については来年4月の雇用から無期労働契約となります。しかし、希望確認がなされていないケースがあるとの情報がありましたので、確実に希望確認を行った上で、希望者については無期労働契約に転換することを求めました。、いまだ「無期労働契約転換申込書」が配付されていない方は、組合にご相談ください。

2018年9月13日

国立大学法人金沢大学
学長 山崎 光悦 様

金沢大学教職員組合
執行委員長 清水 邦彦

非常勤職員の無期労働契約への転換について

2013年3月31日以前から金沢大学で働く全ての非常勤職員に対して、「無期労働契約転換申込書」を配付し、無期労働契約への転換を希望した者については、労働契約法にしたがって無期労働契約へ転換すること。

(趣旨)

2013年3月31日以前から金沢大学で働く非常勤職員については、本年4月の労働条件通知書の交付に併せて、「無期労働契約転換申込書」が配付されるとの説明を受けていました。しかし教職員組合に寄せられた情報によると、同申込書が未配付のケースもあるようです。(略)

雇用者である大学からの照会がなくとも、法の趣旨にしたがって非常勤職員が自主的に申込みことは可能ですが、一部の部局や個人に対してのみ照会がなされないことは公平性を欠きます。また無期労働契約への申込みは口頭で行っても法律上は有効とされていますが、口頭での申込みは、後日、申込みをしたかどうかの争いが生じやすいという問題があり、書面での申込みが推奨されています。

2013年4月に改正労働契約法が施行された際の本学の対応は、2013年3月31日以前から働いている非常勤職員について、法改正の趣旨にしたがって無期労働契約へ転換することでした。

労働契約法の趣旨にしたがい、雇用主の責任において、対象となる全ての非常勤職員に対して、無期労働契約転換申込書を確実に配付し、希望を確認することを求めます。



子の看護休暇等に関する上限日数の改善

子の看護休暇等に関する上限日数の取扱いの改善を求めました。子の看護休暇は、未就学児に対して5日(2人以上の場合は最大10日)が認められています。しかし、これまでの取扱いでは、小学校入学等により未就学児が2人から1人となった場合で、1～3月に看護休暇を5日以上取得してしまっていると、4月～12月には全く取得できなくなるという問題がありました。国公労連等が人事院に対して粘り強く改善要求を行ってきた結果、入学時点での、残日数(5日を超える場合は5日)の休暇を取得できる様に改められました。しかし本学では対応がなされていなかったため、改善を求めました。

2018年7月4日

国立大学法人金沢大学
学長 山崎 光悦 様

金沢大学教職員組合
執行委員長 浅川 直紀

子の看護休暇等に関する上限日数の取扱いについて

「子の看護休暇等の上限日数の取扱いについて(通知)」(平成30年3月1日付け、人事院総務局職員福祉局職員福祉課長通知)に倣い、本学の規則を改善すること。

(趣旨)

現在の取扱いでは、小学校入学等により未就学児が2人から1人となった場合、1～3月に子どもの看護休暇を5日取得してしまうと、4月～12月には全く取得できなくなるという問題があります。

国公労連女性協議会が人事院に対して粘り強く改善要求を行ってきたことを受け、「子の看護休暇等の上限日数の取扱いについて」解釈を改める職員福祉課長通知が出されました。

本学においても、より働きやすい職場環境を整備するため、同通知に倣って規程の改善を求めます。

取得例～実現すれば大きく変わります！

		1月1日		4月1日		6月1日	
		最大取得可能日数(10) * 子2人		最大取得可能日数(5) * 子1人		最大取得可能日数(10) * 子2人(1人増えた場合)	
		取得数	残数	残数	取得数	残数	
例1	現制度	3	7	2	0	7	
	変更後	3	7	⑤	0	7	
例2	現制度	7	3	0	0	3	
	変更後	7	3	③	0	3	